

新潟工科大学食品機能開発研究センター規程

平成 25. 3. 22 制定

（設置）

第1条 新潟工科大学（以下「本学」という。）に動物実験に関する教育研究施設として、新潟工科大学食品機能開発研究センター（以下「センター」という。）を置く。

（目的）

第2条 センターは、動物実験計画の審査、動物実験に係る法令遵守及び安全管理に関する事項並びに動物実験実施者等に対する教育訓練等の実施に関し支援することにより、動物実験の適法性を確保し、本学における教育研究を推進する。また、民間等外部の機関との共同研究等を推進し、その研究成果を地域社会、産業界に還元することにより、技術開発研究の振興に資することを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究に関すること。
- (2) 本学の学生（研究生を含む。）に対する実践的教育及び研究指導に関すること。
- (3) 民間機関等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (4) その他、センターの目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 センターにセンター長を置く。

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

（センター長）

第5条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。

2 センター長は、学長の命を受けて、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（運営委員会）

第6条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、センターに運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の役割）

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センター運営の基本方針及び将来計画に関すること。
- (2) センターの予算に関すること。
- (3) その他、センターの運営のための重要事項に関すること。

2 委員会は、学長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議又は調査し、及びこれらの事項に関し、学長に対して報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及びこの規程に適合していることの審議に関すること。

- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(構成及び任期)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 実験動物及び動物実験等に関して優れた識見を有する者 1人
 - (3) その他学識経験を有する者 4人
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 前第1項第2号、第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員の欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(センターの利用)

第11条 センターの利用は、別に定める新潟工科大学動物実験規程を遵守しなければならない。

(事務)

第12条 センターに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 (平成25年3月22日制定)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日一部改正)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。